平成30年度税制改正に関する要望

平成29年9月

一般社団法人 信託協会

平成30年度税制改正に関する要望

一般社団法人 信託協会

わが国経済は、アベノミクスの取組みの下、景気回復が続いており、名目GDPは過去最高の水準に達しました。また、企業収益は過去最高の水準となり、雇用・所得環境も大きく改善し、全国的に経済の好循環が回り始めています。先行きについても、海外経済や地政学面の不確実性、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要はあるものの、緩やかな回復が続くことが期待されています。

政府による働き方改革や人材への投資による生産性の向上、地方創生、消費と民間 投資の喚起といった取組みにて、デフレから脱却し、経済の好循環の更なる拡大が実 現できるものと考えております。

信託制度は、これまでの間、わが国社会経済の重要なインフラとして発展を続け、 昨年11月には信託財産総額は1,000兆円を超える規模にまで拡大しました。直近3年 を見ても約200兆円もの大きな伸びを示しており、信託への期待は高まっているもの と考えております。

信託制度は多様性や柔軟性といった特性を有しており、我々信託の担い手一人ひとりがこうした特性を活かして創意工夫に努め、新たな商品・サービスの開発・提供に知恵を絞り、社会・経済の発展・成長に貢献して参りたいと考えております。かかる認識のもと、来年度の税制改正に向けて、要望をとりまとめましたので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

頁
I. 主要要望項目
1. 事業承継における信託の活用 ·····1
2. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化3
3. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化・・・・・・5
4. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃・・・・・・・・・7
Ⅱ.要望項目
1. 信託に関する税制措置9
2. 公益信託に関する税制措置21
3. 企業年金信託等に関する税制措置22
4. 財産形成信託に関する税制措置31
5. 国民の中長期的な資産形成と成長資金の供給促進および国際的な
金融取引の円滑化等のための税制措置・・・・・・・・・・36
6. 日本経済再生の進展と課税の適正化のための税制措置 … 49
7. 不動産に関する税制措置
○要望項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I.主要要望項目

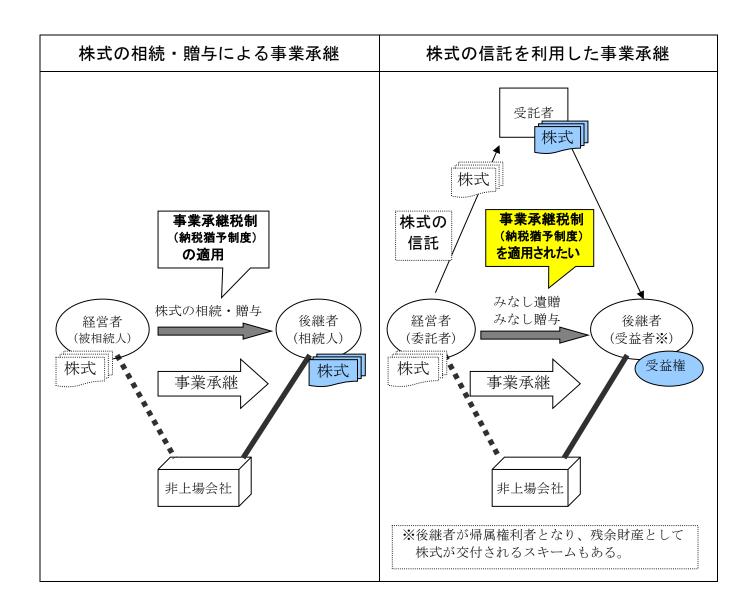
1. 事業承継における信託の活用

株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用 対象とすること。

- (イ) 中小企業は、雇用の確保や経済の活性化等、各地域において重要な役割を担 う存在であり、中小企業の活力を維持しつつその事業活動を継続し、経営が次 の世代へと円滑に承継されていくことは、わが国経済の持続的な成長を確実な ものとする上で極めて重要である。
- (n) 事業承継の際の障害の一つである税負担の問題を抜本的に解決するため、平成21年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予・免除制度が創設された。例えば、相続税の納税猶予制度は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、経済産業大臣の認定を受けた非上場企業の株式等を相続または遺贈により取得した後継者については、当該株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予するものである。
- (ハ) 中小企業の経営者あるいは後継者(以下、経営者等)には、①経営者が経営権 を維持しつつ、後継者の地位を確立させたい、②遺留分に留意しつつも、経営 権の分散化を回避したいといったニーズがある。
- (二) 平成19年には、84年ぶりに抜本改正された信託法が施行され、その立法過程において事業承継の円滑化のための信託の活用ニーズが主張されたこと等を踏まえて、遺言代用信託をはじめ、中小企業の事業承継の円滑化に活用可能な信託の類型が創設または明確化された。
- (ホ) 遺言代用信託や帰属権利者を指定する信託を用いれば、上記のような経営者等のニーズに適うほか、経営上の空白期間が生じないといった点で遺言よりも優位性がある。このように、信託を利用することで、事業承継に向けた早期かつ計画的な取組みを促すことができ、また、経営者等の円滑な事業承継に係る様々なニーズによっては、単純に株式を相続させるよりも、信託を利用するこ

とが有意な場合がある。

(^) 以上のことから、株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に 係る相続税および贈与税の納税猶予制度の適用対象とすることとされたい。

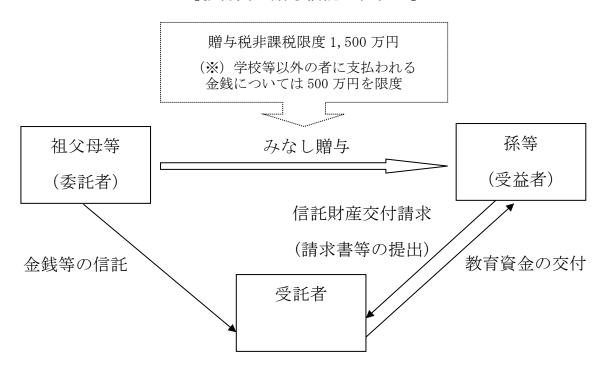


2. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非 課税措置を恒久化すること。

- (4) 教育は、多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の 一層の発展を実現する基盤である。わが国がグローバル競争を乗り越え、イノ ベーションによって持続的成長を実現するためには、最大の資源とも言える 「人財」への投資が不可欠といえる。
- (p) わが国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在している。一方、子育て世代においては、子どもの教育費等に備える必要があることから、家計の余剰資金が有効に活用されていない状況となっている。
- (ハ) このような状況を踏まえ、平成 25 年度税制改正において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が措置され、本制度に基づき、「教育資金贈与信託」が創設された。教育資金贈与信託は、平成 31 年3月末までに、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500 万円(学校等以外の教育資金の支払に充てられる場合は 500 万円)を限度として贈与税が非課税となる信託である。
- (二) わが国の成長力・競争力の強化の観点から、更なる教育機会の充実・人材育成は極めて重要であり、また世代間の資産移転を促進し、経済活性化を一層促進する観点からも、本特例措置の適用期限(平成31年3月末)を廃止し、恒久化されたい。

[教育資金贈与信託の仕組み]

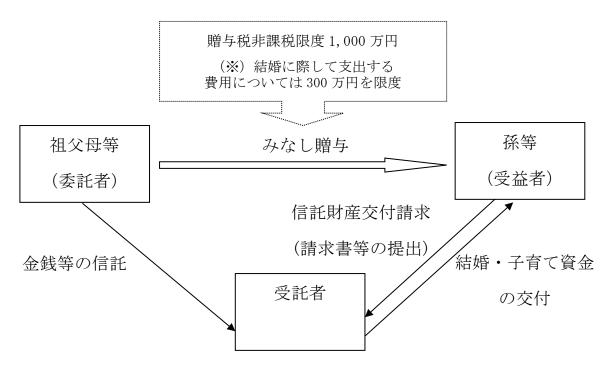


3. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈 与税の非課税措置を恒久化すること。

- (4) わが国における婚姻率は減少し、晩婚化・晩産化が進んでいる状況である。 国立社会保障・人口問題研究所によれば、現状の出生率の水準のままでは、わ が国の総人口は 2053 年には約 9,900 万人、2065 年には約 8,800 万人になると 推計されている状況であり、少子化対策は政府を挙げて取り組む最優先課題で ある。
- (p) わが国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在している。一方、経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因のひとつとなっている状況である。
- (ハ) このような状況を踏まえ、平成 27 年度税制改正において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が措置され、本制度に基づき、「結婚・子育て支援信託」が創設された。結婚・子育て支援信託、平成 31 年 3 月末までに、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,000 万円(結婚に際して支出する費用については 300 万円)を限度として贈与税が非課税となる信託である。
- (二) わが国における少子化対策は極めて重要であり、また、世代間の資産移転を 促進し、経済活性化を一層促進する観点からも、本特例措置の適用期限(平成 31年3月末)を廃止し、恒久化されたい。

[結婚・子育て支援信託の仕組み]



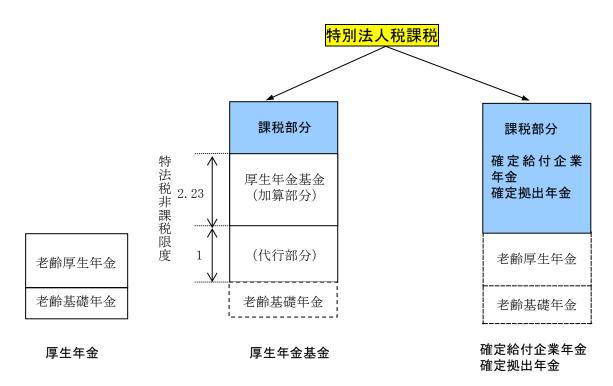
4. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤 廃すること。

- (イ) 企業年金および確定拠出年金は、公的年金を補完し、国民の老後生活の維持・ 安定を図る上で大きな役割を担っており、本格的な少子高齢社会を迎える中、 その役割はますます高まっている。企業年金の年金財政の健全化と受給権保護 の重要性、企業会計上の年金債務の開示義務等を勘案すると、企業年金積立金 の早期充実は必要不可欠なものである。
- (p) 一方、確定給付企業年金(従業員拠出金相当分を除く)および確定拠出年金については、積立金の額に対して、厚生年金基金については、一定水準を超える部分の積立金の額に対して特別法人税を課すこととされている。この積立金に対する特別法人税の負担は重く、年金制度の健全な発展の阻害要因となりかねない。
- (ハ) さらに、平成17年より給付時の課税が強化されており、特別法人税が課税された場合は、運用時および給付時を合わせた全体の税負担は、従前にも増して重いものとなる。また、米国をはじめ諸外国においても積立金に課税するといった例は稀であり、国際的にも整合性を欠く。特別法人税の課税は、国民が将来にわたって安心できる年金税制を構築する上では、不適切な税制である。
- (二) 特別法人税については、平成 29 年度税制改正において、平成 32 年 3 月までの 3 年間の時限措置として課税を停止することとされているが、将来的に復活する可能性が残されているため、企業の年金制度の選択において不安定な要素になっており、課税停止では不十分である。公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に応えていくため、平成 27 年 1 月に取りまとめられた社会保障審議会企業年金部会の「社会保障審議会企業年金部会の議論の整理」においても「特別法人税は早期に撤廃すべきである」とされ、また、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議(平成 28 年 4

月 14 日参議院厚生労働委員会)」においても「給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと。」とされているように、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。

〔特別法人税の課税対象〕



〔主要国の企業年金税制の概要〕

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課 税 (収益部分のみ)	課税

Ⅱ.要望項目

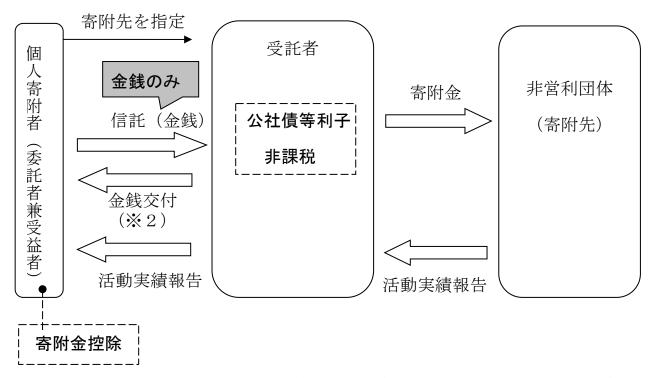
1. 信託に関する税制措置

信託に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 特定寄附信託(日本版プランド・ギビング信託)制度について、所要の拡充措置を講じること。
- (イ) 「支え合いと活気のある社会」を作るための「新しい公共」の実現に向けた環境整備の一環として、平成23年度税制改正において寄附金税制が拡充された。その一環として、米国の事例を参考に、寄附に関心のある寄附者と、寄附者のニーズに適う非営利団体を橋渡しする「寄附仲介機能」を活用して、計画的に寄附を行うことを目的とする「特定寄附信託制度」(日本版プランド・ギビング信託)が創設されている。
- (p) この制度は、寄附者が金銭を信託し、信託元本の3割を上限に給付を受けつつ、毎年、委託者の意思にしたがって寄附を行う信託であり、委託者は、毎年の寄附金控除の適用に加えて、運用する公社債等の利子非課税措置を受けることができる。
- (ハ) 地域に根差した非営利団体の活動は地方の活性化に繋がるものであり、このような団体を経済面で支援する寄附は、地方創生の観点からも重要である。一方、わが国の個人寄附額は経済規模や個人金融資産額を考慮しても、20兆円とも言われる米国の個人寄附額と歴然たる格差があり、わが国において一層寄附を根付かせる意味でも、特定寄附信託制度のさらなる拡充が求められる。
- (二) 米国ではプランド・ギビング信託制度により、個人の寄附を促す環境が整備され、個人寄附の増加に寄与している。例えば、米国のプランド・ギビング信託の一例である「公益残余信託」は、金銭以外の財産を信託財産として受け入れ、信託において譲渡した場合においても、譲渡益を課税せず、公益活動に利用することが認められている。

- (ホ) こうした例にならい、特定寄附信託においても、金銭に限らず有価証券や不動産等を信託し、株式の配当や信託内で処分した場合の譲渡益を非課税とする 等、寄附を一層促進するため、所要の拡充措置を講じられたい。
- (ペ) また、地域産業を担う人材育成や若者の地元定着を通じた地方活性化を図る上で、大学は大きな役割を期待される存在であり、地域において魅力ある教育・研究の場を育成することは、地方創生のために重要である。このため、寄附を通じて各地域の大学を支援することが必要と考えられるが、特定寄附信託制度は国公立大学や地方自治体への寄附を目的とする場合には、利用できない。
- (ト) このため、地方の大学等を支援し地域の活性化を図る観点から、特定寄附信 託の寄附先に国公立大学等を追加する措置を併せて講じられたい。

[特定寄附信託の仕組み](※1)



- (※1) 認定 NPO、公益法人等に定期的にまたは信託終了時に金銭交付される信託 スキーム。委託者は寄附金について寄附金控除を受けることができる。
- (※2) 信託元本の一定割合について、寄附者が受給することも可能。

- (2) インフラ事業に対し円滑な資金供給を行う観点から、信託の機能を活用したインフラ事業への投融資等を行うスキームについて、所要の税制措置を講じること。
- (イ) わが国において、高度経済成長期に集中整備されたインフラの更新や、新たな社会基盤の構築に必要な投資の増加が見込まれており、平成23年度から50年間で必要な維持管理・更新費は約190兆円との試算がある(平成23年度国土交通白書より)。一方で、わが国の抱える一般政府総債務は、GDP比で2倍を超え、財政制約が厳しい状況にある。
- (p) そのなかで、引き続き充実したインフラ基盤整備のため、公費に頼らず民間の資金と活力を利用した PPP (Public Private Partnership)、PFI (Private Finance Initiative)の拡充・拡大が期待されている。PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指したものである。
- (ハ) 平成 28 年 5 月に策定、平成 29 年 6 月に改定された「PPP/PFI 推進アクションプラン」では、平成 25 年度から平成 34 年度までの事業規模目標が従来の 10 ~12 兆円規模から 21 兆円規模に倍増されるなど、今後、公共施設等運営権方式の事業を中心に PFI 事業推進に向けた取組みが加速される予定である。
- (二) 一方、わが国の個人金融資産は約1,800兆円に上り、かつその過半が預金等の安全資産で運用されている。また、個人金融資産の約6割を高齢者世代が保有していることも特徴である。
- (ホ) この個人金融資産の一部を、将来の国民の便益に資する社会インフラ整備に 活用することができれば、インフラ事業者にとっては資金調達手段の多様化に 資するものと考えられ、国民の安心・安全に資するとともに、生産活動に不可 欠な基盤整備を支援し、経済の活性化に貢献できるものと考えられる。
- (^) また、インフラ事業に対する投融資により運用する金融商品については、長期に安定したリターンが期待でき、個人投資家の投資行動を「貯蓄から資産形

成へ」シフトする一つのきっかけになる可能性がある。

- (ト) 上場インフラ市場の創設に向けた整備が進み、投資信託および投資法人が主たる投資対象としえる「特定資産」に再生可能エネルギー発電設備や公共施設等運営権が追加されるなか、信託は、これらの資産を信託受益権化するほか、「上場インフラトラスト」として活用されることが期待されるところである。
- (チ) 以上のことを踏まえ、個人が保有するインフラ事業への投融資等を行う信託 の受益権について税制優遇措置を図る等、所要の措置を講じられたい。

(3) 特定障害者扶養信託について、適用対象者を拡充すること。

- (イ) 特定障害者扶養信託(特定贈与信託)は、昭和50年に創設された税制上の制度である。本制度の利用により、障害者の親族や個人篤志家から障害者本人に対して、贈与税の負担をすることなく一定の額までの財産を確実に移転することができ、また、親族等の死亡後も受託者が定期的に必要な金額を障害者に対して交付するため、安全・確実に財産を管理することができる。
- (p) このように、特定障害者扶養信託は「障害者への財産移転」と「財産管理」を 一つの制度で両立させて生活の安定を図るものであり、障害者を子供に持つご 両親が抱えるいわゆる「親亡き後の不安」の解消を図るだけでなく、地域社会等 での障害者の自立した生活を支える一助ともなる制度である。
- (ハ) 本制度は、昭和50年の制度創設以来、特別障害者(重度の障害者)のみを対象とした制度であったが、平成25年度税制改正において適用対象者が拡充され、中軽度の知的障害者および障害等級2級または3級の精神障害者が本制度の対象に加えられた。
- (二) しかしながら、身体障害者については、平成25年度税制改正において適用対象者が拡充されず、中軽度の身体障害者は本制度を利用することができない。より多くの障害者の生活の安定が図られるよう、他の税制措置との平仄の観点から、中軽度の身体障害者を本制度の対象に加える措置を講じられたい。

[税制における障害者区分]

	特別障害者	特別障害者以外の障害者
知的障害者	重度の知的障害者	重度の知的障害者以外の知的障 害者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に障害 等級が1級であることが記載さ れている障害者	精神障害者保健福祉手帳に障害 等級が2級または3級であるこ とが記載されている障害者
身体障害者	身体障害者手帳に障害等級が1 級または2級であることが記載 されている障害者	身体障害者手帳に障害等級が3 級から6級であることが記載さ れている障害者

〔障害者に対する主な税制措置〕

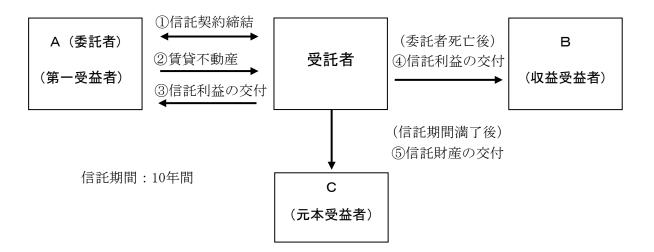
特例措置	特別障害者	特別障害者以外の障害者
所得税の障害者	所得控除(40万円)	所得控除(27万円)
控除		
少額貯蓄の利子	非課税 (350 万円まで)	
非課税		
相続税の障害者	税額控除(85歳に達するまで	税額控除(85 歳に達するまで
控除	の年数×12 万円)	の年数×6万円)
	※平成27年1月1日以降	※平成27年1月1日以降
	12 万円 → 20 万円	6万円 → 10万円
贈与税(特定障	非課税 (6,000 万円まで)	【平成 25 年度改正後】
害者扶養信託)		知的障害者:非課税
の非課税		(3,000 万円まで)
		精神障害者:非課税
		(3,000 万円まで)
		身体障害者:なし

- (4) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確 化する観点から、所要の税制上の措置を講じること。なお、税制上の措 置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が 対応可能な実効性の高いものとすること。
- (イ) 受益者等課税信託(不動産信託等)については、信託の受益者は信託財産に属する資産・負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益・費用は当該受益者の収益・費用とみなして課税することとされている。その上で、受益者が複数存在する場合には、信託財産に属する資産・負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益・費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられる収益・費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして課税することとされている。
- (n) 信託受益権が量的に分割されている場合、すなわち、分割された信託受益権 の内容が均質である場合は、各受益者が持分割合に応じて、信託財産に属する 資産・負債、信託財産に帰せられる収益・費用を比例的に有するものとして処 理することになる。
- (ハ) 一方、信託受益権が質的に分割されている場合とは、一般的には、一つの信託 において、信託受益権を優先受益権と劣後受益権、元本受益権と収益受益権等、 権利の内容が異なる信託受益権に分割されたものを言う。この場合、信託期間 を通じて、各受益者が信託財産に属する資産・負債、信託財産に帰せられる収 益・費用をそれぞれ比例的に有しているとは言いにくい。
- (二) 信託受益権が質的に分割されている場合は、「権利の内容に応じて」課税する こととされているが、不動産信託等のように信託財産に減価償却資産がある場 合や、個人を受益者とする元本・収益受益権分割等、減価償却費の処理方法や、 個人受益者が受領する分配金の所得分類の取扱い等が明確になっていないた め、利用が進んでいない類型がある。
- (ホ) 平成19年に施行された信託法においては、多様なニーズに応えるため、例え

ば、家族信託に対応した遺言代用信託や、新たな資金調達手段として考えられる受益証券発行信託等の新しい類型が創設された。信託受益権が質的に分割された信託の課税関係が明確化されれば、ニーズに即した様々な権利内容の信託 受益権を創出することができ、多様な分野で信託の利用が促進され、わが国社会・経済の発展に寄与することが期待できる。

(^) 以上のことを踏まえ、信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じられたい。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとすることとされたい。

〔信託受益権が質的に分割された信託(例)〕

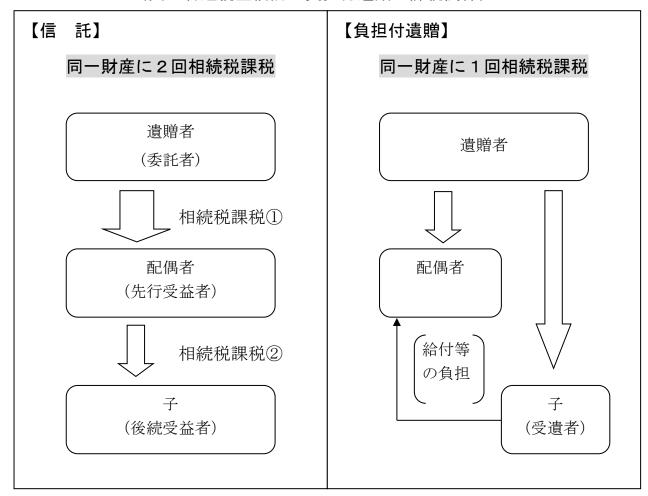


- (5) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。例えば、 家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を対象か ら除外すること。
- (イ) 平成19年に施行された信託法および平成19年度税制改正において、いわゆる 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の規律が設けられ、後継ぎ遺贈型を含めた受益 者が連続する信託に関する税制が整備された。相続税法第9条の3では、受益者 連続型信託の特例として、受益者が取得した信託に関する権利に対し、期間の制 限等、権利の価値に作用する制約が付された場合、当該制約は付されていないも のとみなすとされている。
- (p) この結果、受益者連続型信託では先行受益者に一旦、信託財産の全てが移転 したものとして相続・贈与税が課税され、先行受益者から後続受益者に財産が移 転した場合には、再度、信託財産の全てが移転したものとして相続・贈与税が課 税されることとなる。
- (ハ) 例えば、自分の死後の配偶者の生活扶養のために、配偶者を先行受益者、(配偶者の死亡を信託受益権移転の要件として)子供を後続受益者とする後継ぎ遺贈型信託を設定した場合には受益者連続型信託の課税の特例が適用され、相続税が2回課税される。これに対して、父親が子供に財産を遺贈して配偶者(子供にとっては母親)への一定期間の給付を負担させるような、負担付遺贈の方法によって財産を移転する場合には、相続税負担は1回のみとなる。信託を用いた場合と負担付遺贈の場合とでは、同様の経済的効果となるにもかかわらず、課税上の権衡が図られていない。
- (二) 受益者が形式的に連続する信託のなかでも、設定時において信託受益権の内容が確定している信託については、それぞれの信託受益権を評価して信託設定時に1回限りの課税とすることも可能であり、受益者連続型信託の課税の特例を適用する必要性はないものといえる。
- (ホ) また、信託法の立法過程においても、後継ぎ遺贈型信託を活用した家族の扶

養や資産承継に対するニーズが主張され、信託法が施行された現在も強く期待 されているが、受益者連続型信託に適用される税制が負担付遺贈による場合と 比して不利であればその活用が阻害されることになる。

(^) したがって、例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする信託 であって、信託設定時に信託受益権の内容が確定している受益者連続型信託に ついては、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象から除外されたい。

[受益者連続型信託と負担付遺贈の課税関係]



- (6) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置(租税特別措置法第41条の4の2、同法第67条の12)を適用しないこと。
- (イ) 平成19年度税制改正において、受益者段階で課税される信託について、いわゆる損失算入制限措置が導入された。本措置は、平成17年度税制改正で組合税制に導入された措置と同様のものであり、受益者が個人の場合には、その信託から生ずる不動産所得の損失については生じなかったものとみなし、受益者が法人の場合には、受益者の弁済責任の限度が信託財産の価額とされているときは、損失のうち、信託金額を超える部分に相当する金額(損益が実質的に欠損にならないと見込まれる場合は、損失の全額)は損金に算入しないこととされた。
- (p) 例えば、ある者が不動産の賃貸事業を行う場合、自ら事業を行う方法のほかに、受託者等の専門的なノウハウを活用するため第三者へ事業を委託する方法として、信託や事業受託方式(注)等の手法を用いることがある。そして、いずれの方法を採ったとしても、市況の悪化や賃借人の退去等により収支がマイナスとなる可能性があるが、このような損失が生じたときに、信託を利用した場合のみ、損失算入が制限され、公平性を欠くことになる。
- (ハ) 特に、受益者が単独である信託においては、信託方式も他の方式と同様に事業のリスクを全て受益者が負担するにもかかわらず、信託を利用した場合についてのみ損失算入が制限されることは著しく権衡を欠き、信託の利用が阻害されることになる。以上のことから、受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこととされたい。
 - (注) 土地所有者の依頼を受けた会社(土地開発業者等)が、土地診断から建物・施設等のプランニング、事業収支計画、施工、入居者募集、完成後の管理運営等の業務を引受ける方式 (工事請負、管理業務委任)。

- (7) 非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。
- (イ) 目的信託は受益者の定めのない信託であり、例えば、①地域住民が、共同で金銭を拠出して信託を設定し、当該地域社会における老人の介護、子育ての支援、地域のパトロール等の非営利活動に充てる、②会社を退職する役員が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産や運用益を従業員のための福利厚生施設の整備・運用等に充てる、③大学の卒業生が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産を、当該大学における研究施設の整備等に充てる、等の活用方法が考えられる。
- (n) 一方で、目的信託においてみなし受益者が存在しない場合は、非営利性の徹底された目的信託(以下、非営利型目的信託)であっても、税法上は、受託者に法人税が課税される法人課税信託として取り扱われるため、非営利性の徹底された一般社団法人・一般財団法人(以下、非営利型法人)に比して課税の取扱いが劣後している。
- (ハ) 例えば、非営利型法人については収益事業のみ課税されるのに対し、法人課税信託となる非営利型目的信託については全所得課税が行われ、委託者が拠出した財産の価額に相当する金額について、受贈益として法人税が課税される。また、出捐者・委託者が財産を拠出した際の譲渡益は、非営利型法人への拠出については課税されないのに対し、法人課税信託となる非営利型目的信託への拠出については課税される。
- (二) このような取扱いは制度間の権衡を欠いており、非営利型目的信託の利用を 阻害している。したがって、各種課税の取扱いについて、非営利型目的信託が 非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じら れたい。

2. 公益信託に関する税制措置

公益信託について、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。

- (イ) 公益信託は、民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として公益法 人と類似の社会的機能・役割を担っており、これまで、奨学金の支給、自然科 学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境 保護活動への助成等、幅広い分野で活用されてきている。
- (p) 公益信託制度については、信託法改正に際して、公益法人制度改革が進められていたことから、平成19年に施行された信託法においては実質的な改正は行われなかったが、公益法人法制の整備を踏まえ、法制審議会信託法部会において、平成28年6月から公益信託法改正に向けた検討が再開され、税制も視野に入れつつ、検討が進められている。
- (ハ) 公益信託制度の改正にあたっては、公益財団法人に比して少額の資金で公益活動が可能であること等の公益信託の持ちうる特性を発揮し、公益法人制度と並んで民間の資金を活用した公益活動を行うための制度として一層の活用が図られる法制度の枠組みを整備するとともに、公益信託税制の整備にあたっては、例えば拠出時の寄附金控除および寄附金の損金算入、運用収益の非課税など、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。

3. 企業年金信託等に関する税制措置

企業年金信託等に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 各退職給付制度(退職一時金・確定給付企業年金・確定拠出年金・中小企業退職金共済)からの給付を拠出し、給付時まで一括して管理し、年金として受取可能とする制度を構築し、所要の税制措置を講じること。
- (イ) 少子高齢化の進展に伴う公的年金の中長期的な給付水準の調整により、所得代替率が低下することが見込まれるため、老後所得の確保のための制度の拡充が求められている。また、転退職時に各種の退職給付制度から支給される退職一時金給付は、貯蓄に回る傾向があり、老後所得の確保のための原資として資産形成に向けられることが必要である。
- (p) 特に、退職一時金制度のみの中小企業の従業員に対しては、老後所得の確保 のため、年金として受け取ることができる選択肢が必要である。
- (ハ) そのため、退職一時金しかない企業に勤める場合も含め、転退職を複数回行った場合に、転退職の都度、各種退職給付制度からの給付を拠出し、給付時まで一括管理した後に年金として受取可能とする制度を構築のうえ、金融機関等で実施可能とし、所要の税制措置を講じられたい。
 - (2) 確定給付企業年金における従業員拠出について、「小規模企業共済 等掛金控除」の対象とし、併せて確定給付企業年金および確定拠出年 金の運用時・給付時の課税を統一すること。
- (イ) 確定給付企業年金における従業員拠出掛金は生命保険料控除の対象とされているが、生命保険商品に対する保険料控除と共通で控除限度額が設定され、さらに平成24年1月1日以降に締結した契約からは控除額が減額されているこ

とから、企業年金制度に係る拠出控除として不十分な措置となっている。

- (p) 今後、公的年金における給付水準の調整等や現下の企業年金を取り巻く環境変化により、老後に受け取る年金額の減少が見込まれるが、その場合においても、企業の拠出に加えて、自助努力によっても当該減少分を補う給付額が確保できるよう、確定給付企業年金における従業員拠出掛金についての所得控除制度を設ける措置を講じられたい。
- (ハ) 企業年金においては、既に確定拠出年金における小規模企業共済等掛金控除 があるため、確定給付企業年金の従業員拠出掛金を小規模企業共済等掛金控除 の対象とし、併せて確定給付企業年金および確定拠出年金の運用時・給付時の 課税を統一する措置を講じられたい。

〔各種企業年金制度の税制上の取扱い〕

	確定給付企業年金	厚生年金基金	確定拠出年金 (企業型)
根拠法			確定拠出年金法
拠出時	., . = ,,	, , = , , , , , , , , , , , ,	., . = , , , == .
(1)事業主掛金	損金算入	損金算入	損金算入
(2)従業員掛金	生命保険料控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控
	(他の生命保険料と合算	(全額所得控除)	除
	し、4万円まで所得控除		(全額所得控除。ただし、拠
	(*))		出限度額あり。)
積立・運用時	従業員掛金相当分を除き	努力目標水準(代行部分の	特別法人税1%課税
	特別法人税1%課税	3.23倍)を超える部分に特	他に地方税約 0.2%課税
	他に地方税約 0.2%課税	別法人税1%課税	
		他に地方税約 0.2%課税	
給付時			
①退職年金	雑所得課税(従業員拠出掛 金相当分を除く)	維所得課税	維所得課税
②退職一時金	原則、退職所得課税	原則、退職所得課税	原則、退職所得課税
③遺族給付	相続税の課税対象	非課税	相続税の課税対象

^(*) 平成23年12月31日以前に実施された確定給付企業年金の最大所得控除額は5万円。

- (3) 確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引き上げること。
- (イ) 確定拠出年金は、平成13年10月の施行以来15年以上が経過し、企業型確定拠 出年金の実施事業主数は2.7万社を超え、加入者数は約628万人に至っている。 確定拠出年金制度は、私的年金制度の選択肢として定着し、他の企業年金制度 等とともに公的年金を補完する役割がますます期待されている。
- (n) 一方、従業員拠出が可能な「マッチング拠出」において、従業員拠出は事業主拠出と合わせて拠出限度額の内枠、かつ、事業主拠出額を超えない範囲内での拠出しか認められておらず、また、拠出限度額についても平成26年10月に引き上げられたが、制度内容により従業員拠出額が少額となる場合もあり、必ずしも十分な水準になっているとは言えない。
- (ハ) 今後、公的年金における給付水準の調整等や現下の企業年金を取り巻く環境 の変化により、老後に受取る年金額の減少が見込まれるが、当該減少額を補う 給付額が確保できるよう、企業拠出の外枠での拠出を可能とすることや拠出限 度額の引き上げ等の措置を講じられたい。
 - (注) 実施事業主数、加入者数とも平成29年7月末の計数。

〔従業員拠出に係る各種企業年金制度上の取扱い〕

	確定拠出年金(企業型)		確定拠出年金(個人型)	
根拠法		確定拠出	出年金法	
拠出時 (1) 事業主掛金	損金算入		_	
(2) 加入者掛金	(全額所得控除。ただし、拠出限度額		小規模企業共済等掛金控除 (全額所得控除。ただし、拠出限度額 あり。) 加入者掛金(*3)	
拠出限度額	企業年金(確定給 付型)を実施して いない場合 月額 5.5 万円(年	企業年金(確定給 付型)を実施して いる場合	自営業者等 月額 6.8 万円 (年 額 81.6 万円) から 国民年金基金等の 掛金を控除した額	企業の従業員 (企業年金を実施 していない企業の 従業員) 月額 2.3 万円(年 額 27.6 万円)

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根拠法	厚生年金保険法	確定給付企業年金 法
拠出時 (1) 事業主掛金	損金算入	損金算入
(2) 従業員掛金	社会保険料控除 (全額所得控除)	生命保険料控除 (他の生命保険料 と合算し、年額4 万円まで所得控除 (*2))

- (*1) ただし、加入者掛金は事業主掛金と同額まで。
- (*2) 平成23年12月31日以前に実施された確定給付企業年金の最大所得控除額は年額5万円。
- (*3) 次の加入者に関する拠出限度額は以下のとおり。

3号被保険者(いわゆる専業主婦(夫)) 月額 2.3万円(年額27.6万円)

公務員 月額 1.2万円 (年額14.4万円)

- (4) 確定給付企業年金の過去勤務債務について、一括拠出を可能とすること。
- (イ) 企業年金における年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示の必要性、ボラティリティの大きな運用環境下での中長期的に安定的な財政運営の必要性等、現下の企業年金を取り巻く環境を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。
- (p) このため、確定給付企業年金における過去勤務債務の償却について、制度の 財政状況及び事業主の負担能力に応じた弾力的な償却を可能にする措置とし て、過去勤務債務の一括償却の導入の措置を講じられたい。

〔各種企業年金制度における過去勤務債務の償却方法〕

確定給付企業年金制度	
(1)原則3年以上20年以内に償却	
(2) 弾力的償却 年金規約で次の対応関係にある最長期と最短 期に見合う掛金率を定めている場合にはこの範 囲内で毎年度の掛金率を選択可 (最長期) (最短期) 5年未満 3年 5年以上7年未満 4年 7年以上9年未満 5年 9年以上11年未満 6年	
11 年以上 13 年未満 7 年 13 年以上 14 年未満 8 年	
14年以上15年未満 9年	
15 年以上 20 年以内 10 年	
(3) 定率償却 1年当たりの掛金額の上限は、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額の 15%以上 50%以下(再計算時および給付増額時等に条件付で変更可)	
₹	

(注) 厚生年金基金制度では、弾力的償却は、翌年度に発生すると見込まれる不足金の額を超えない範囲で、予算に用いる基礎数値をもとに特例掛金額を算定し、実施可能であるが、当該年度の予算策定時に決定する必要がある(再計算時における予定償却年数は最長期を基準とした残余償却年数以内)。確定給付企業年金制度(基金型)では、予算に基づく弾力的償却は実施不可。なお、確定給付企業年金制度(規約型)では予算を作成しない。

- (5) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換の方法について、 一括移換を可能とすること。
- (イ) 現在、退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合においては、複数年度に分割して資産移換を行うこととされている。確定拠出年金は、私的年金制度の選択肢として定着し、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割が期待されている。
- (p) このため、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことや分割期間を短縮することを可能とする措置を講じられたい。
 - (6) 解散・終了した確定給付企業年金および厚生年金基金からの分配金を 個人型確定拠出年金へ非課税で移換することを可能とする措置を講じる こと。
- (4) 国民の老後生活を支える公的年金については、急速に進行する少子高齢化等を背景に、給付水準の適正化や支給開始年齢の引上げ等、縮小が見込まれている。また、公的年金を補完する企業年金においても給付内容の見直しの動きも見られることから、一層、国民の老後所得保障を支える制度として、個人の自助努力による私的年金制度も含めた新たな制度の充実を図ることが重要である。
- (n) 一方、確定給付企業年金や厚生年金基金が解散・終了し、加入者及び受給者に 分配金が生じる場合においては、当該分配金は老後所得保障の観点から年金給 付のために積み立てられていた資金であるにも拘らず、その機能が失われると ともに、一時所得課税という負担が生じる。
- (ハ) 現在、当該分配金を非課税で他の確定給付企業年金制度や企業型確定拠出年 金制度等へ移換することが可能であるが、個人型確定拠出年金へ移換すること

ができない。そのため、当該分配金の個人型確定拠出年金への移換を可能とする措置を講じられたい。

- (7) 「退職所得の受給に関する申告書」への個人番号記載を不要とすること。
- (イ) 退職所得となる一時金支払に際し、支払者が本人へ交付する「退職所得の源泉徴収票」については、原則として支払者から税務署に提出することはなく、個人番号の記載は不要とされている。
- (p) 一方、本人から支払者に提出される「退職所得の受給に関する申告書」は、 支払者が保管する書類であり、原則として税務署への提出は不要とされている にもかかわらず、個人番号を記載することとされている。
- (ハ) 企業年金においては、受託者・委託者・受給者間で当該申告書の授受を行う 必要があり、書類の移送時における個人番号の漏洩リスク低減、および、当該 授受を行う際に法令・ガイドライン等に規定される安全管理措置を充足した送 付を行うことの負担軽減の観点から、「退職所得の受給に関する申告書」への 個人番号の記載を不要とする措置を講じられたい。
 - (8) 個人番号記載を不要とする「帳簿」の要件を拡充すること。
- (4) 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」「退職所得の受給に関する申告書」 については、支払者が氏名・個人番号・住所等が記載されている「帳簿」を備 えているときは個人番号の記入は要しないこととされているが、当該「帳簿」 は4種類の申告書(「給与所得者の扶養控除等申告書」「従たる給与についての 扶養控除等申告書」「退職所得の受給に関する申告書」「公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書」) のいずれかの提出を受けて作成されたものに限るとされ ている。

- (p) ところで、企業年金制度を実施する基金(厚生年金基金や企業年金基金)およびその給付事務を受託する信託銀行においては、民間会社のように本人から定期的に「給与所得者の扶養控除等申告書」等の申告書の提出を受ける立場にはないため、4種類の申告書の提出を受けて帳簿を作成することは困難な状況にある。
- (ハ) 仮に、支払者(基金や信託銀行)が帳簿を備えることが出来ると受給者が本 人の個人番号を記入する必要がなくなり、受給者が申告書を提出する際の郵便 事故等による情報流出のリスクについても排除できる等大きなメリットが期 待でき、本取扱いが導入された趣旨に沿うものと考える。
- (二) このメリットを享受するためにも、個人番号利用事務実施者である基金が J - L I S (地方公共団体情報システム機構) から企業年金連合会を経由して個 人番号を収集した場合等、適正な方法で取得した個人番号を元にした記録につ いても、帳簿の要件を満たすものとする措置を講じられたい。
- (ホ) 当該措置により、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」において本人の個人番号を記入する必要がなくなり、制度の改善が見込まれると思料する。

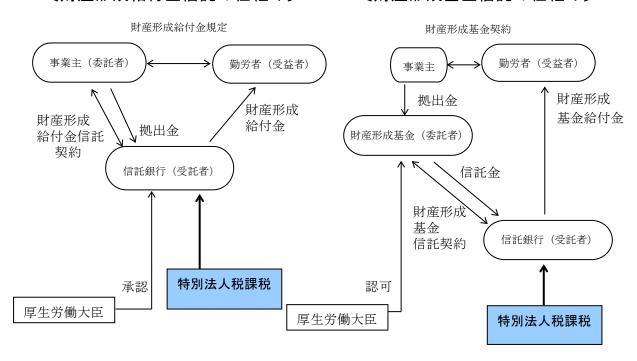
4. 財産形成信託に関する税制措置

勤労者財産形成促進制度に関する税制について、次の措置を 講じること。

- (1) 財産形成給付金および財産形成基金の積立金に係る特別法人税を 撤廃すること。
- (4) 勤労者の財産形成のために事業主が金銭を拠出する財産形成給付金信託および財産形成基金信託については、その積立金に対し特別法人税が課されており、事業主における勤労者の財産形成に対する支援意欲を後退させるばかりでなく、勤労者の財産形成を阻害するものとなっている。
- (p) この特別法人税は、平成32年3月までの3年間の時限措置として、その適用が停止されているが、勤労者の安定した生活の確保を支援するために、特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。

〔財産形成給付金信託の仕組み〕

〔財産形成基金信託の仕組み〕



[財産形成給付金・財産形成基金の取扱い]

拠出時	・事業主が拠出する信託金は損金あるいは必要経費に算入可能
運用時	・運用収益非課税・特別法人税 1%および地方税約 0. 2%課税 (但し平成 32 年 3 月まで課税停止)
給付時	・7年毎に受け取る給付金は給付の発生事由により一時所得あるいは給与所得として課税 ・一時所得の場合は、特別控除額(最高50万円)を控除した金額の1/2が課税対象

- (2) 財産形成住宅信託および財産形成年金信託の税制優遇措置の拡充等、 財産形成制度について一層の税制上の措置を講じること。
- (イ) 財産形成住宅貯蓄は、勤労者の持家取得促進のための制度であるが、現在の非課税限度額では十分なものとはなっていない。また、急速に少子高齢化が進むなか、社会保障制度の改革が進められ、社会保険料負担の増加、公的年金受給額の減少等が不可避となっており、公的年金・企業年金を補完するものとして有用である財産形成年金貯蓄について、現行税制においては、充実した老後生活の確保を支援するために十分な手当てがなされているとはいえない。
- (n) 勤労者の自助努力による持家取得を促進するため、および充実した老後生活 の確保を支援するために、財産形成住宅貯蓄および財産形成年金貯蓄の税制優 遇措置の拡充を図るとともに、以下の措置を講じられたい。
- ①勤労者の解約による預け替え対応の拡大

加入者および事業主における取扱金融機関の選択ニーズが高まってきていることから、5年以上の政令で定める期間以上の期間を通じて締結している財産形成年金貯蓄および財産形成住宅貯蓄に基づく預入等についても、財産形成貯蓄と同様に預け替えの取扱いを認められたい。

②財産形成年金貯蓄に係る受給(受取り)時の制限緩和 雇用形態の変化(社会情勢の変化)により、想定外の状況に遭遇する可能性 も大きく、必ずしも年金で受け取るだけが全てではない。公的年金を補完する 意味で私的年金制度が発展してきたが、企業年金(確定給付企業年金・確定拠 出年金等)では税制の優遇を受けながら一時金で受領することが認められてい る。選択肢を増やすことは、財産形成年金の拡販に寄与し、活性化策として有 効であることから、財産形成年金貯蓄に係わる受給(受取り)時の制限を緩和 し、一時金で受取れるよう、受取方法の選択肢に「一括受給」を追加されたい。

③転職時の新事業主との新契約の相手方である金融機関等の選択の自由化

加入者および事業主における取扱金融機関の選択ニーズが高まってきていることから、勤労者が退職した際の新契約を従前の契約の相手方である金融機関等と締結できる場合であっても、従前の契約の相手方である金融機関等以外とでも新契約を締結できる措置を講じられたい。

④財産形成貯蓄への預入可能資金の拡充

財産形成給付金制度・財産形成基金制度の7年経過後の資金については、財産形成貯蓄への預入可能資金の対象となっているが、7年未経過の財産形成給付金制度・財産形成基金制度の解約資金については対象外となっている。近年、企業が合併・分社化等の再編を行うケースが増加し、事業主の福利厚生制度の見直しが頻繁に検討されていることから、従業員に対する福利厚生面でのスムーズな制度対応を可能とするため、財産形成給付金制度・財産形成基金制度の解約資金を財産形成貯蓄への預入可能資金に追加する措置を講じられたい。

⑤自行内預け替えの制限撤廃

顧客が財産形成貯蓄の運用商品を例えば金銭信託から定期預金に切り替える手段は、継続預入に該当する場合(満期分)等に限られており、既存残高の預け替えができないことから、顧客利便性に欠け、実質的には稼動していない。このため、財産形成貯蓄を自行内の他の金融商品に預け替える場合の制限を撤廃されたい。

⑥財産形成年金貯蓄に係る継続預入時の制限緩和

財産形成年金貯蓄における継続預入等に係る預貯金等が同種の預貯金等に

限定されており、財産形成貯蓄および財産形成住宅貯蓄と不整合になっている ため、財産形成貯蓄および財産形成住宅貯蓄と同様、合同運用信託・預貯金・ 有価証券の組合せ商品を可能とする等、取扱いの見直しを図られたい。

⑦財産形成住宅(年金) 貯蓄異動申告書の提出の特例(一括代理申告) 扱いの 拡大

財産形成住宅(年金) 貯蓄の加入者が勤務先の都合により住所等を変更する場合、加入者が「財産形成非課税住宅(年金)に関する異動申告書」を勤務先および取扱機関を経由して税務署長あてに提出することになっているが、会社都合による異動は定期的かつ大量に発生しており、財産形成取扱事務の大きな負担になっている。加入者の異動事項の確認は勤務先において可能であり、勤務先の都合により財産形成住宅(年金) 貯蓄の加入者が転勤等する場合、加入者による「財産形成非課税住宅(年金) に関する異動申告書」の提出に代えて、当該勤務先による書面の提出の特例(一括代理申告)を認められたい。

- ⑧異動申告書の提出の特例(一括代理申告)時に提出する書面の記載事項の変更 勤務先または財産形成取扱機関の名称、所在地の変更等の場合、当該勤務先 の長による異動申告書の提出の特例が認められているが、勤務先または財産形 成取扱機関の都合による当該勤務先または財産形成取扱機関の名称、所在地そ の他の変更(統廃合・分離・譲渡)の異動事由により、財産形成住宅貯蓄およ び財産形成年金貯蓄の加入者の「個人番号」、並びにその他の記載内容(氏名・ 住所・非課税申告)に異動が生じるものでないことから、勤務先または財産形 成取扱機関の財産形成事務取扱いの簡素化を図り、その際に提出する書面に記 載する事項のうち、「個人番号」「財産形成加入者の氏名及び住所」については 省略可能とされたい。
- ⑨「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」提出後における記載事項の変更 財産形成年金貯蓄については、積立期間の末日から年金支払開始日までに最 長5年以内の据置期間が可能となっている。財産形成年金貯蓄の非課税適用確 認申告書を提出した個人は、その提出後、当該申告書に記載した年金支払開始

日、年金の支払期間、支払を受ける年金の額およびその支払を受ける時期その他の事項に変更が生じた場合には、その旨、変更前および変更後ならびにその変更があった年月日を記載した届出書を現にその者の租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出することができるものとされたい。

⑩非課税申告書の様式サイズの規定廃止

現在、財産形成貯蓄に係る各種申告書の様式は、租特法施行規則別表第3に おいて、日本工業規格A6と定められているため、記入欄が狭く、しばしば欄 内への記入が困難な事態が生じている。また、記入欄が狭い結果、記載する文 字が小さくなり、文字の判読が困難な場合もある。このため、加入者が記入し やすく、また、判読しやすくなるよう、各種非課税申告書の用紙の大きさに係 る規定を廃止されたい。

⑪非課税申告書の電子データ化

金融機関手続のペーパーレス化が進む中、財形非課税申告書の電子データでの提出に関する明文規定がないため、現在も紙での提出が行われている。システム化を進めている事業主や福利厚生業務受託会社も、加入者がデータ入力したものを印刷した上で、金融機関に提出せざるを得ない。紛失リスクおよび保管負荷が軽減されることから、一定の条件環境下での電子データでの提出を認める規定を創設されたい。

⑩事業主による加入者個人番号の代理記入

国内外に多くの事業所・工場等を有する企業においては、人事部等で個人番号を一括管理しているにもかかわらず、各事業所・工場等から個人番号の記載がある非課税申告書が社内外でやり取りされ、紛失・漏えいリスク等に晒されている。給与所得の源泉徴収手続で取得している個人番号を事業主が非課税申告書に代理記入することを認めることで、紛失・漏えいリスク等の軽減に寄与することから、規定を創設されたい。

5. 国民の中長期的な資産形成と成長資金の供給促進および国際的な金融取引の円滑化等のための税制措置

国民の中長期的な資産形成と成長資金の供給促進を図るとともに、国際的な金融取引の円滑化等のため、次の措置を講じること。

- (1) 特定受益証券発行信託について、次の措置を講じること。
 - ① 特定受益証券発行信託が外国で納付する源泉税について、支払の 取扱者が源泉徴収義務者となる場合においても、二重課税の調整が 可能となる措置を講じること。
 - ② 特定受益証券発行信託の信託財産に属する国内の公社債・株式等の利子・配当等について、源泉徴収不適用とする措置を講じること。
- (4) 平成27年度税制改正において、一定の公募により発行された特定受益証券発行信託の受益権に係る収益の分配が上場株式等に係る配当所得等の対象となるなど、特定受益証券発行信託の更なる活用が期待されている。
- (ロ) 外国株式等を信託財産とする特定受益証券発行信託については、国内投資家が当該外国株式等を直接保有するのと同様の経済的効果を得ることができるスキームとして浸透してきている。しかしながら、当該外国株式等の配当金にかかる源泉地国での源泉税については、受託者が源泉徴収義務者となる場合には一定の調整が可能であるものの、支払の取扱者が源泉徴収義務者となる場合には調整ができないものと解されており、収益の分配金の受取り方式の違いによって、受取り額が異なることになる。
- (ハ) 以上のことを踏まえ、特定受益証券発行信託が外国で納付する源泉税について、支払の取扱者が源泉徴収義務者となる場合においても、二重課税の調整が可能となる措置を講じられたい。
- (二) また、特定受益証券発行信託は、例えば取得請求権付株式などの種類株式や

現物証券といった国内資産を信託財産とする場合での活用も想定される。しかしながら、これらの信託財産からの利子・配当等については、投資家への分配段階で源泉徴収が行われる場合には二重課税の調整ができる一方で、そうでない場合、例えば投資家が非課税法人の場合あるいはNISA口座を利用している場合には分配段階では課税されないため調整することができず、不均衡が生じうる。

- (ホ) 以上のことを踏まえ、特定受益証券発行信託の信託財産に属する国内の公社 債・株式等の利子・配当等について源泉徴収不適用とする措置を講じられたい。
 - (2) NISAおよびジュニアNISAについて、非課税期間の恒久化および制度の恒久化(投資可能期間の恒久化)を行うこと。少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長すること。NISA、ジュニアNISA、つみたてNISAについて、顧客や金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、所要の措置を講じること。
- (4) 平成26年1月から開始された少額投資非課税制度(NISA)は、「貯蓄から資産形成へ」の流れの促進、ひいては家計の安定的な資産形成に向けて順調に利用が増加しており、平成29年3月末時点の口座数は約1,077万口座、累積買付額は約10兆5,400億円に上っている。また、平成27年度税制改正において、年間投資上限額が120万円に引き上げられたほか、若年層への投資のすそ野の拡大等を図るため、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)が創設され、0歳から19歳の未成年者の口座開設が可能となった。さらに、平成29年度税制改正では、少額からの積立・分散投資を促進するために、非課税期間が20年間に及ぶ非課税累積投資契約に係る非課税制度(つみたてNISA)が新たに創設され、平成30年1月から買付けが可能となる予定である。
- (p) このようななか、NISAおよびジュニアNISAについては、今後、これらを一層普及・定着させ、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資の機会を提供し、

国民の自助努力による資産形成を支援する観点から、非課税期間(最長5年間)の恒久化および平成35年までの10年間とされている制度の恒久化(投資可能期間の恒久化)を行うこと、少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長することとされたい。

- (ハ) また、顧客や金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、a. NISAおよびジュニアNISAについて、非課税期間終了後の移管先を原則として特定口座とすること、b. ジュニアNISAについて、購入した上場株式等や配当金・売却代金等の払出しに関する年齢制限を廃止または緩和すること、c. ジュニアNISA口座への金銭の拠出について、口座開設者本人に限定する制限を廃止すること、d. ジュニアNISAにおいて特定口座の重複を解消する場合には、各行の判断により、課税未成年者口座を集約先とすることを可能とすること、e. NISAとつみたてNISAの勘定種類変更の際に提出を受ける非課税口座異動届出書について、電磁的方法による提出を可能とすること等の措置を講じられたい。
 - (3) 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め損益通算を幅広く認めること。納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。
- (イ) わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。
- (1) 政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通

算範囲の拡大の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大され、金融所得課税の一体化に向けた制度整備が進展している。

- (ハ) このようななか、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることで、一体化をさらに推進されたい。
- (二) その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることとされたい。
- (4) 「日本版スクーク」について、振替社債等の利子等の非課税制度の対象とする措置および委託者が信託財産を買い戻す際の登録免許税の特例措置を恒久化すること。
- (4) スクーク (イスラム債) とは、利子を生じさせる社債を取り扱うことができないイスラムの投資家や発行体でも取り扱うことができる、イスラム法を順守した金融商品で、経済的に社債と同等の性質を有するものをいう。
- (p) 主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、イスラム債を組成する際 に生じる名目的な権利の移転に係る流通税等を非課税とする等の税制上の措 置が講じられている。
- (ハ) わが国では、平成23年度税制改正において、特定目的信託の社債的受益権を 利用した「日本版スクーク」(イスラム債)の組成について、非居住者が受ける 振替社債等の利子等の非課税制度の対象とする措置および委託者が信託財産

を買い戻す場合の所有権の移転登記等に係る登録免許税を非課税とする措置 が講じられたが、平成31年3月31日までに発行された社債的受益権に限り適用 することとされている。

- (二) わが国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図るため、これらの特例措置を恒久化されたい。
 - (5) 上場株式等の相続税評価方法の見直しを行うこと等、所要の税制措置を講じること。
- (イ) 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。 一方で、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税評価上、 相続時から納付期限までの期間の価格変動リスクが考慮されていない。このた め、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不 利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。
- (p) 以上のことを踏まえ、相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価について見直しを行うこと等、所要の税制措置を講じられたい。

- (6) インフラ資産への民間資金の導入を促進するために、投資法人の導管性要件について、期末時の総資産の帳簿価格のうち、50%を超える保有を求められている特例特定資産の範囲を拡大すること。特に、再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)を運用対象とする投資法人の導管性要件について、 匿名組合出資を通じた再エネ発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。設立に際して公募により投資口を募集したこと、または投資口が上場されていることとする要件を撤廃すること。
- (イ) インフラ資産への民間資金導入促進を図るため、投資法人の導管性要件について、期末時の総資産の帳簿価格のうち、50%を超える保有を求められている一定の特例特定資産の範囲に、公共施設等運営権・道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン・不動産担保ローン等を追加することとされたい。
- (n) また、再エネ発電設備を運用対象とする場合において、a. 再エネ発電設備の 運用方法が賃貸のみであること、b. 設立に際して公募により投資口を募集し たことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、 再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から 20 年以内に終了する事業年 度までに限り、再エネ発電設備を資産総額の 50%を超えて保有した場合におい ても導管性要件を満たすとされている。
- (ハ) このうち、「a」の要件については、匿名組合出資を通じて再エネ発電設備へ 投資を行う投資法人に関する導管性要件が明確化されているものの、運用方法 が賃貸の場合に限定されており、投資法人がすでに賃貸以外の方法で運用され ている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に対して出資を行う場合に、 スキームを再構築する必要があることから、匿名組合出資における賃貸要件を 撤廃することとされたい。また、「b」についても、インフラファンド市場のさ らなる拡大のため、私募の場合でも導管性要件を満たすこととすることとされ たい。

- (7) OECDの「BEPS行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、 次の措置を講じること。
 - ① 国内法制化に当たり、金融機関の業務への影響を十分に考慮するととともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保すること。
 - ② 外国子会社合算税制について、外国金融子会社等の範囲に係る要件 を見直すなど、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できる限り簡 素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定すること。
 - ③ 行動4(利子控除制限)について、国内法制化に当たっては、金融 業の特性を踏まえた慎重な検討を行うこと。
- (イ) OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転)の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表した。
- (p) わが国においても、上記最終報告書を受けた国内法制化が順次、進められているが、検討の結果次第では、海外展開している本邦金融機関において、各種税制の見直しによる税額算定の複雑化および税負担の増大や資金調達への影響等が発生する懸念がある。したがって、国内法制化に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することとされたい。
- (ハ) また、外国子会社合算税制については、平成29年度税制改正において総合的な見直しが行われたが、外国金融子会社等の範囲に係る要件の見直し(a.期末時の総資産等に占める外国金融機関および他の金融持株会社の株式等の保有比率要件の緩和、b.清算中の子会社に係る特例措置の創設、c.内国法人を通じた間接保有の容認)等においては、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できる限り簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することとされたい。

- (二) 加えて、変化の激しい国際情勢等も踏まえ、わが国の制度も不断に見直しを 行うべきであり、合算課税等の基準として用いられる租税負担割合の引下げや 経済活動基準を満たしている場合における合算判定手続きの免除、益金不算入 となる特定課税対象の期限(過去10年分)の撤廃についても、速やかに検討を 行うべきである。
- (ホ) さらに、行動4(利子控除制限)については、0ECDが平成28年12月に銀行・保険セクターに焦点を当て、金融業の潜在的なBEPSリスクに対処するためのベストプラクティスを提示していることに十分留意し、国内法制化に当たっては、金融業の特性を踏まえたうえで慎重な検討を行うこととされたい。
 - (8) 国境を越えた取引に対する消費税の課税について、取引の実態に即した所要の見直しを行うこと。
- (イ) 平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務(電子書籍・音楽・広告の配信等)の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式(国内事業者が申告納税する方式)が導入され、平成27年10月から適用されている。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直された結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者に消費税の納税義務が課されることとなった。
- (n) しかしながら、国内に支店等を有する外国法人も国外事業者とされ、国外事業者の日本支店から国内事業者に提供される電気通信役務もリバースチャージ方式による課税の対象となっている。日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供については、リバースチャージ方式による課税対象から除外することとされたい。

- (ハ) なお、電気通信役務を提供する国外事業者に対しては、国内事業者において 納税義務が発生する旨を表示する義務が課せられているが、十分に周知されて いるとはいえない状況にあることから、国外事業者へのさらなる理解促進を図ることが必要である。
- (二) また、与党の平成 29 年度税制改正大綱においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方について、「課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされている。今後、対象取引の拡大等が検討される際には、金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境整備が必要である。
 - (9) わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関する対応について、次の措置を講じること。
 - ① モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に 移行するための所要の措置を講じること。
 - ② モデル 1 IGAへの移行実現には一定期間を要するところ、それまでのモデル 2 IGAにもとづく対応について、顧客の負担を軽減する観点から、米国歳入庁(IRS)宛の「報告への同意」を不要とし、本邦金融機関からのFATCAに関する報告をIRSから本邦税務当局へと変更する措置を講じること。
- (イ) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関する米国と各国との協定 (IGA) には、①各国が国内法を整備し、金融機関が各国税務当局を通じて米国 IRS (内国歳入庁) に間接的に米国口座情報を提供するモデル1 IGA と、②金融機関が情報提供について同意を得た口座 (協力米国人口座) の情報を IRS に直接提供し、同意を得られない口座 (非協力口座) の情報についてはその総

件数・総額を IRS に提供するモデル 2 IGA の 2 種類がある。

- (p) わが国においては、FATCA に関して、「国際的な税務コンプライアンスの向上 及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び 理解に関する声明」にもとづき、平成 26 年 7 月からモデル 2 IGA にもとづく所 要の対応を実施している。
- (ハ) 一方で、各国の税務当局同士が連携し税務情報を交換する取組みについては、 上記の FATCA 以外に、OECD でも金融口座情報について自動的情報交換を行う共 通報告基準 (CRS: Common Reporting Standard) が策定されており、わが国に おいては平成 30 年に初回の情報交換を行うこととなり、「租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)が 改正され、当該改正法は平成 29 年 1 月 1 日から施行されている。
- (二) 実特法においては、届出書の提出対象となる顧客を特定国居住者に限定せず、金融機関との一定の取引を行う顧客について、本邦や CRS 不参加国の米国を居住地国とする顧客も含め広く対象としているため、FATCA 対象の特定米国人を含む顧客から、自己申告による居住地国や外国納税者番号の届出を受け付ける手続きとなっている。このため、両制度の対象となる顧客は、金融機関との間において FATCA と実特法の手続きを二重に行う必要があり、手続き上の過度な負担を強いることとなっている。
- (ホ) 具体的には、実特法の届出書の記載事項は、特定米国人の FATCA 報告に必要な事項を含んでおり、米国様式に準拠した FATCA 報告同意書と実特法届出書は重複している。さらに、モデル2 IGA による報告に対応するためには、英語での FATCA 制度の理解、制度改正の動向のフォロー、報告システムの整備が必要になる等、本邦金融機関にとって相当な負担が発生している。
- (^) したがって、顧客の手続き上の二重負担を解消し、金融機関の報告事務についても2つの制度を並行して対処するという過負荷の状態を回避することは、 顧客の金融機関窓口利便の向上、金融機関の事務の合理化推進の観点から極めて重要である。

- (ト) 以上から、わが国の FATCA 対応について、モデル 2 IGA にもとづく対応から、 モデル 1 IGA にもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることとされ たい。
- (チ) もっとも、本措置への対応には、日米政府間の交渉が必要であり、実現可能性は米国の様々な事情に左右され、また実現する場合にも法改正を要するものと理解している。他方で、上述したように実特法の施行により、顧客および金融機関の手続き上の二重負担は発生しており、今後、長らくこの状態が継続することは適当ではないと考える。そのため、モデル1 IGA 移行までの次善の対応として、上述のような特定米国人の FATCA 報告の内容は、実特法の届出書に含まれていることを踏まえ、現行のモデル2 IGA にもとづく対応を修正し、本邦金融機関からの FATCA に関する報告を IRS から本邦税務当局へ変更するとともに、IRS 宛の「報告への同意」を不要とする措置、具体的には現在の FATCA の取扱いの根拠となる日米共同声明の修正を含めた措置を講じることとされたい。
 - (10) わが国金融機関が外国金融機関等以外の外国法人(海外ファンド等) と行うクロスボーダーの債券現先取引に係る特定利子について、非課税措置の適用対象資産の範囲を拡大すること。
- (イ) わが国金融機関においては、海外展開を加速させている取引先企業の外貨調達ニーズに応えるため、安定的な外貨調達態勢を整備することが急務となっている。特に、平成27年度以降に導入されている流動性比率規制により、金融機関は適格流動資産(HQLA: High Quality Liquidity Asset)として外国債券を保有しているが、緊急時への備えとして多様な資金調達手段を確保することが重要となっている。
- (p) このようななか、平成29年度税制改正において、外国金融機関等以外の外国 法人(海外ファンド等)と行う一定のクロスボーダーの債券現先取引のうち、

振替国債を用いた取引に係る特定利子については非課税措置の対象とされている。

- (ハ) しかしながら、海外ファンド等が行うクロスボーダーの債券現先取引においては、運用商品に係る制限により振替国債を利用できず、外国債券や海外の政府保証債を利用するケースが多いことから、外国金融機関等と国内金融機関等との間で行われる取引と同様、外国債券等を用いた取引に係る特定利子についても非課税措置の適用対象とすることとされたい。
- (二) また、わが国金融機関による海外におけるその他の短期資金調達についても、 安定した外貨調達が継続して可能となるよう、実務負担に配慮しつつ、適切な 税制上の措置を講じるべきである。
 - (11) 外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ 取引に係る付随契約(CSA: Credit Support Annex)にもとづき授受 する現金担保から生じる利息の非課税措置について、適用期限の撤 廃、少なくとも延長を行うほか、実務負担を緩和するための所要の措 置を講じること。
- (4) 店頭デリバティブ取引の国際的な規制枠組みに関して、バーゼル銀行監督委員会(BCBS) および証券監督者国際機構(IOSCO) は、平成27年3月に「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」の改訂版を公表しており、わが国では、非清算店頭デリバティブ取引を行う金融機関について、①時価変動相当額を変動証拠金として授受する義務、②取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じ得る時価変動の推計額を当初証拠金として授受する義務を課す内閣府令、告示および監督指針にもとづく規制が策定されている。「①」の変動証拠金規制については、平成28年9月から一定のデリバティブ想定元本を持つ金融機関に適用され、平成29年3月以降は、すべての金融機関が適用対象とされており、一方、「②」の当初証拠

金規制は平成28年9月から想定元本額に応じて段階的に適用されている。

- (ロ) このような規制を踏まえ、金融機関は、店頭デリバティブ取引を行うに当たり、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA: International Swaps and Derivatives Association)が定める ISDA マスター契約および付随する契約(CSA: Credit Support Annex)を締結し、現金・国債等を担保として授受している。本邦金融機関が外国金融機関等非居住者から現金を担保として受け入れた場合、当該非居住者(ISDA マスター契約や CSA 契約の対象となる取引は本店・支店が混在しているのが通常で、担保差入は本店が行うことが多い。)に対し、受入れ期間に応じて利息を支払うこととなる。
- (ハ) 現行、平成 27 年度および平成 28 年度税制改正にもとづき、外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引において授受する現金担保から生じる利息について、平成 30 年 3 月 31 日を期限に所得税を課さない非課税措置が適用されている。当該利息に課税されることとなった場合、本邦金融機関のマーケットプレゼンスや競争力の低下を招き、ヘッジ機能の低下による市場流動性悪化に加え、ALM 運営や信用リスク管理にも悪影響が生じることから、非課税措置の適用期限の撤廃、少なくとも延長を行うほか、非課税適用申告に係る実務負担を緩和するための所要の措置を講じることとされたい。
 - (12) 外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準について、明確化を図ること。
- (イ) 現行、消費税法において、資産の譲渡に係る消費税の内外判定については、原 則、当該資産の所在地で判定することとなっている。
- (p) しかしながら、日本の金融機関が外国証券等を譲渡した場合については、その取扱いが必ずしも明確でないことがある。このため、無券面の外国証券等の譲渡については、国外取引(不課税)である旨を明確化することとされたい。

6. 日本経済再生の進展と課税の適正化のための税制措置

日本経済再生の進展と課税の適正化を図るため、次の税制措置を講じること。

- (1) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を行うこと。
- (イ) 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。
- (n) こうしたなか、平成 18 年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成 21 年度税制改正によって大幅に拡充され、平成 25 年度および平成 27 年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。
- (ハ) したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住 宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を行うことと されたい。
- (二) なお、上記特別控除の適用を受けるためには、住宅借入金等に係る債権者が 交付する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要とされてい る。当該証明書は書面に限定されているが、政府の規制改革推進会議の第1次 答申に盛り込まれているとおり、税・社会保険関係事務のIT 化・ワンストッ

プ化を通じた利便性向上等の観点から、電磁的方法での交付についても認めるべきである。また、その際には、同答申においても今後検討することとされているマイナポータルの活用との関係性について、具体的には企業にとって二重 投資の負担とならないか等にも留意するべきである。

- (2) 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。
- (4) 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化されたい。
 - (3) 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することおよび欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。
- (イ) わが国金融界は不良債権問題からすでに脱却しているものの、わが国経済の 持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再 生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点か ら、不良債権税制の拡充が重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を 拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。
- (p) 現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、不良債権問題の再発防止や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、債権毀損の実情に応じたものとすることが重要である。
- (ハ) 具体的には、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権 に係る貸倒引当金の損金算入割合(現行50%)を引き上げる等、貸倒れに係る 税務上の償却・引当の範囲を拡大することとされたい。
- (二) また、法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの

課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。金融機関にとって、景気後退期における不良債権の規模は大きいことから、その処理に伴い発生する欠損金の控除や還付について、十分な措置を設ける必要がある。

- (4) 個人番号および法人番号について、 次の措置を講じること。
 - ① 告知を不要とする取引および告知方法等の見直しを行うこと。
 - ② 記載書類およびe-Taxにおける提供事項の見直しを行うこと。
 - ③ 番号を活用した確定申告手続きの簡素化を図ること。
- (イ) 金融機関は、平成28年1月以降、投資信託や債券に係る取引等において、顧客から個人番号や法人番号の告知を受け、金融機関から税務署に提出する法定調書に個人番号および法人番号を記載することとされた。
- (p) このうち、個人番号については、平成28年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」により、同年4月以降、告知が必要とされる一部の取引や手続きにおいて、すでに個人番号の告知を受けている場合には、一定の条件の下、改めての告知を不要とする措置(二度目の告知の不要)が手当てされた。
- (ハ) しかしながら、例えば手続きの頻度が高い住所変更等においては引き続き個人番号の告知が必要とされているほか、法人番号については二度目の告知の不要が手当てされておらず、すでに本人確認済の口座(3年間の猶予規定の適用を受けられない口座も含む。)についても、法人番号告知の際の本人確認(謄本確認などの確認)が求められているなど、顧客および金融機関にとって大きな負担となっているため、告知を不要とする取引および告知方法についてさらなる見直しをされたい。
- (二) 特に、平成30年1月の預金口座に対する個人番号の付番開始後は、預金口座 に対する付番のために個人番号の提供を受けた場合、金融機関が備える帳簿が なくても、二度目の告知を不要とすることが望ましい。

- (ホ) 加えて、告知書の提出を求められている取引について、顧客の告知書への記入に代えて、銀行職員により電子計算機へ登録すること等を可能とし、当該取扱いを行った場合に紙による書類保存を不要とするなど、番号取得の方法等についても見直しを行うべきである。
- (^) また、財形貯蓄制度に係る書類における個人番号および法人番号の記載や、 少額投資非課税制度(NISA)における e-Tax を使用した個人番号の提供などに ついても見直しをされたい。
- (ト) さらに、調書等への記載のために番号取得が必要な場合における経過措置に ついては、平成30年末が期限となっているが、顧客の利便性確保等の観点か ら、期限後も特段の制約なく、分配金・利金等の支払いや国外送金等の取扱い が可能となるよう、必要な措置を講じるべきである。
- (チ) このほか、個人番号を活用した複数の特定口座間の損益通算を可能とするほか、法人番号を活用して連結確定申告書の添付書類を簡素化するなど、確定申告手続きの簡素化を図るべきである。
- (5) デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額の益金または損金算入について、デリバティブのカウンターパーティの信用力に応じた CVA等の公正価値評価の調整についても、税務上の「みなし決済損益額」 として認められることを明確化すること。
- (イ) デリバティブ取引に係る評価損益の税務上の取扱いにおいて、内国法人がデリバティブ取引を行い、事業年度終了時に当該デリバティブ取引のうち決済されていないものがある場合には、その時点で当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして、財務省令で定めるところにより算出した利益の額または損失の額に相当する金額(みなし決済損益額)を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入するとされている。
- (ロ) 一方、デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額の益金または損

金算入において、デリバティブのカウンターパーティの信用力に応じた CVA 等の公正価値評価の調整についても、「みなし決済損益額」として認められるかは必ずしも明確ではない。

- (ハ) 全国銀行協会が本年6月に取りまとめた「デリバティブの CVA 管理の在り方に関する研究会報告書―市場評価にもとづく CVA の導入に向けて―」では、わが国金融機関における市場評価に基づく CVA の導入について、段階的に導入を目指すこととしているが、税務上の取扱いが明確になっていない場合、導入の阻害要因となりかねないことから、上記の点を明確化すべきである。
 - (6) ヘッジ取引に関して、次の措置を講じること。
 - ① 企業会計上、ヘッジ会計が適用される取引については、課税上の 弊害が認められない限り、原則として税務上もヘッジ処理が認められること等を明確化すること。
 - ② 税務上の取扱いをビジネスの実態に即したものとすること。
- (イ) ヘッジ取引は、ヘッジ対象の資産または負債に係る相場変動を相殺するか、 ヘッジ対象の資産または負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を 回避することにより、ヘッジ対象である資産または負債の価格変動、金利変動 および為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目 的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引であり、企業は多 様なヘッジ手段を活用しながらリスク管理を高度化させ、経営の安定化を図っ ている。
- (p) 経済実態に重きを置く企業会計では、ヘッジ会計により、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を同一の会計期間に計上することでヘッジ取引の効果を適切に 反映させるための処理が認められている一方で、法人税法においては、概ね会 計と同様の処理が認められているものの、別段の定めとされており、会計上の 基準と税務上の基準が必ずしも一致していない。

- (ハ) 特に、ヘッジの有効性の判定においては、企業がリスク管理を目的に経済実態を反映したヘッジ取引を導入している場合においても、税務上の有効性判定等の規定により、税務上のみヘッジ効果が認められない事象が起こり得る状況となっており、有効性等を証明するため、多大な実務負担が発生している。
- (二) したがって、企業会計においてヘッジ会計が適用される取引については、課税上の弊害が認められない限り、原則として税務上もヘッジ処理が認められるよう、法人税法第61条の5(デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額)、同61条の6および7(ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等)ならびに関連する政省令を削除し、デリバティブ取引等に係る利益額または損失額について、益金の額または損金の額に算入する根拠を法人税法第22条(各事業年度の所得の金額の計算)に求めるよう措置すること等とされたい。
- (ホ) また、税務上の有効性の判定が認められない場合において、特別な有効性判定等の申請が認められているものの、現行は所轄税務署長の承認を受けた翌年度以降の適用となっており、機動的なリスク管理が求められるビジネスの実態に即していないことから、承認事業年度からの適用を可能とするべきである。
- (^) さらに、ヘッジの中止に係る処理において、財税基準を一致させるなど、ヘッジ取引に係るビジネスの実態に即した所要の見直しを行うこととされたい。

- (7) 受取配当等の益金不算入制度について、実務に即した見直し等を行うこと。
- (イ) わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正によって法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。
- (p) こうしたなか、平成27年税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の 見直しが行われているが、その具体的な算定方法等について、二重課税排除や 実務負担の軽減等の観点から、所要の措置を講じることとされたい。

7. 不動産に関する税制措置

不動産の譲渡に関する契約書等についての印紙税の特例措置の適用期限(平成30年3月末)を延長すること。

- (イ) 不動産の譲渡に関する契約書および建設工事の請負に関する契約書について、 印紙税の税率を軽減する特例措置が講じられている。
- (n) 本特例措置は、住宅取得段階でのコスト負担軽減に大きく貢献するとともに、 新築住宅の供給の支援税制として中心的な役割を果たしてきた。また、建設工 事の請負に関する契約書に係る印紙税率の軽減措置は、契約締結を促進する1 つの材料になっている。
- (ハ) 住宅やオフィスビル等の建設投資の促進や不動産取引の活性化を図るために も、本特例措置の延長は不可欠である。
- (二) 不動産取引においては、印紙税以外にも登録免許税や不動産取得税が課されている。不動産流通のこれ以上のコスト負担増を回避し、経済活動を活性化させるため、本特例措置の適用期限(平成30年3月末)を延長されたい。

平成30年度税制改正要望項目一覧

I. 主要要望項目

1. 事業承継における信託の活用

株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。

2. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を恒久化すること。

3. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税措置の恒久化

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を恒久化すること。

4. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

Ⅱ. 要望項目

1. 信託に関する税制措置

信託に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1)特定寄附信託(日本版プランド・ギビング信託)制度について、所要の拡充措置を講じること。
- (2) インフラ事業に対し円滑な資金供給を行う観点から、信託の機能を活用したインフラ事業への投融資等を行うスキームについて、所要の税制措置を講じること。
- (3) 特定障害者扶養信託について、適用対象者を拡充すること。
- (4) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じること。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとすること。
- (5) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。例えば、家族の扶養のための給付や資産承継 を目的とする一定の信託を対象から除外すること。
- (6) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置(租税特別措置法第41条の4の2、同法第67条の12) を適用しないこと。
- (7) 非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。

2. 公益信託に関する税制措置

公益信託について、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。

3. 企業年金信託等に関する税制措置

企業年金信託等に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 各種退職給付制度(退職一時金・確定給付企業年金・確定拠出年金・中小企業退職金共済)からの給付を拠出し、給付時まで一括して管理し、年金として受取可能とする制度を構築し、所要の税制措置を講じること。
- (2) 確定給付企業年金における従業員拠出について、「小規模企業共済等掛金控除」の対象とし、併せて確 定給付企業年金および確定拠出年金の運用時・給付時の課税を統一すること。
- (3) 確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引き上げること。
- (4) 確定給付企業年金の過去勤務債務について、一括拠出を可能とすること。

- (5) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を可能とすること。
- (6) 解散・終了した確定給付企業年金および厚生年金基金からの分配金を個人型確定拠出年金へ非課税で 移換することを可能とする措置を講じること。
- (7) 「退職所得の受給に関する申告書」への個人番号記載を不要とすること。
- (8) 個人番号記載を不要とする「帳簿」の要件を拡充すること。

4. 財産形成信託に関する税制措置

勤労者財産形成促進制度に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 財産形成給付金および財産形成基金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
- (2) 財産形成住宅信託および財産形成年金信託の税制優遇措置の拡充等、財産形成制度について一層の税制上の措置を講じること。

5. **国民の中長期的な資産形成と成長資金の供給促進および国際的な金融取引の円滑化等のための税制措置** 国民の中長期的な資産形成と成長資金の供給促進を図るとともに、国際的な金融取引の円滑化等のため、 次の措置を講じること。

- (1) 特定受益証券発行信託について、次の措置を講じること。
 - ① 特定受益証券発行信託が外国で納付する源泉税について、支払の取扱者が源泉徴収義務者となる場合においても、二重課税の調整が可能となる措置を講じること。
 - ② 特定受益証券発行信託の信託財産に属する国内の公社債・株式等の利子・配当等について、源泉徴収 不適用とする措置を講じること。
- (2) NISA およびジュニア NISA について、非課税期間の恒久化および制度の恒久化(投資可能期間の恒久化)を行うこと。少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長すること。NISA、ジュニア NISA、 つみたて NISA について、顧客や金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、所要の措置を講じること。
- (3) 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め損益通算を幅広く認めること。納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。
- (4) 「日本版スクーク」について、振替社債等の利子等の非課税制度の対象とする措置および委託者が 信託財産を買い戻す際の登録免許税の特例措置を恒久化すること。
- (5) 上場株式等の相続税評価方法の見直しを行うこと等、所要の税制措置を講じること。
- (6) インフラ資産への民間資金の導入を促進するために、投資法人の導管性要件について、期末時の総資産の帳簿価格のうち、50%を超える保有を求められている特例特定資産の範囲を拡大すること。特に、再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)を運用対象とする投資法人の導管性要件について、匿名組合出資を通じた再エネ発電設備の運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。設立に際して公募により投資口を募集したこと、または投資口が上場されていることとする要件を撤廃すること。
- (7) OECD の「BEPS 行動計画」最終報告書を受けた今後の取組みにおいて、次の措置を講じること。
 - ① 国内法制化に当たり、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保すること。
 - ② 外国子会社合算税制について、外国金融子会社等の範囲に係る要件を見直すなど、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できる限り簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定すること。
 - ③ 行動4(利子控除制限)について、国内法制化に当たっては、金融業の特性を踏まえた慎重な検討を行うこと。
- (8) 国境を越えた取引に対する消費税の課税について、取引の実態に即した所要の見直しを行うこと。

- (9) わが国における、米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関する対応について、次の措置を講じること。
 - ① モデル2 IGAにもとづく対応から、モデル1 IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じること。
 - ② モデル1 IGAへの移行実現には一定期間を要するところ、それまでのモデル2 IGAにもとづく対応について、顧客の負担を軽減する観点から、米国歳入庁(IRS)宛の「報告への同意」を不要とし、本邦金融機関からのFATCAに関する報告をIRSから本邦税務当局へと変更する措置を講じること。
- (10) わが国金融機関が外国金融機関等以外の外国法人(海外ファンド等)と行うクロスボーダーの債券現 先取引に係る特定利子について、非課税措置の適用対象資産の範囲を拡大すること。
- (11) 外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に係る付随契約(GSA: Credit Support Annex)にもとづき授受する現金担保から生じる利息の非課税措置について、適用期限の撤廃、 少なくとも延長を行うほか、実務負担を緩和するための所要の措置を講じること。
- (12) 外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準について、明確化を図ること。

6. 日本経済再生の進展と課税の適正化のための税制措置

日本経済再生の進展と課税の適正化を図るため、次の税制措置を講じること。

- (1) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を行うこと。
- (2) 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。
- (3) 貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することおよび欠損金の繰越控除と繰戻還付制度について、十分な措置を設けること。
- (4) 個人番号および法人番号について、次の措置を講じること。
 - ① 告知を不要とする取引および告知方法等の見直しを行うこと。
 - ② 記載書類および e-Tax における提供事項の見直しを行うこと。
 - ③ 番号を活用した確定申告手続きの簡素化を図ること。
- (5) デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額の益金または損金算入について、デリバティブ のカウンターパーティの信用力に応じた CVA 等の公正価値評価の調整についても、税務上の「みなし 決済損益額」として認められることを明確化すること。
- (6) ヘッジ取引に関して、次の措置を講じること。
 - ① 企業会計上、ヘッジ会計が適用される取引については、課税上の弊害が認められない限り、原則 として税務上もヘッジ処理が認められること等を明確化すること。
 - ② 税務上の取扱いをビジネスの実態に即したものとすること。
- (7) 受取配当等の益金不算入制度について、実務に即した見直し等を行うこと。

7. 不動産に関する税制措置

不動産の譲渡に関する契約書等についての印紙税の特例措置の適用期限(平成30年3月末)を延長すること。